

社会福祉法人 皆楽園
PURE皆楽
「短期入所サービス利用契約」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※本事業所では、利用者に対して短期入所サービスを提供します。
当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業所経営法人
2. 事業所の概要
3. 営業時間
4. 当事業所の施設設備の概要
5. 職員の配置状況
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金
7. 利用料金
8. 利用者の記録や情報の管理、開示について
9. 苦情の受付について
10. 事故発生時の対応について

社会福祉法人 皆楽園

PURE皆楽

当事業所は短期入所事業の指定を受けています。

(和歌山県指定 第3011700089号)

1. 事業所経営法人

名 称	社会福祉法人 皆楽園
所在地	和歌山県岩出市西国分668
電話番号	0736-63-0250
代表者氏名	理事長 榎本 茂樹
設立年月	昭和56年7月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	短期入所事業・平成30年11月1日指定 和歌山県 3011700089号
事業所の目的	指定居宅支援に該当する知的障害者短期入所の事業は、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行う。
事業所の名称	PURE皆楽
事業所の所在地	和歌山県紀の川市竹房314
電話番号	0736-77-0080
管理者	神前 俊孝
事業所の運営方針について	社会福祉法人皆楽園の基本理念であるPioneer（先駆的な取組）の精神に基づき、Universe（地域の全ての方々）が安心して生活できるよう、事業所が地域においてRelaxation（やすらぎ）の追求とEmpowerment（自己表現）の実現に寄与し、地域社会の福祉の実現に貢献する。
開設年月	平成16年8月1日
利用定員	10人
事業所が併設している施設	障害者支援施設 平成29年10月1日指定 和歌山県 3011700089号

3. 営業時間

営業日	年中無休
受付時間	午前9時～午後5時
サービス提供時間帯	全日

4. 当事業所の施設設備の概要

(1) 居室の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	10室	男性8室 女性2室
合計	10室	

利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

(2) 居室以外の施設設備の概要

当事業所では、居室以外に下記の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

施設設備の種類	室数	備考
食堂	5室	ユニット毎に設置
医務室	1室	
静養室	2室	
浴室	2室	各階に設置
洗面所	5箇所	ユニット毎に設置
便所	5箇所	ユニット毎に設置
相談室	1室	

(3) 居室の変更

居室は、ご利用者の心身の状況や短期入所サービス専用居室の空き状況などにより判断して利用居室を決定しますので、ご希望に沿えない場合もあります。

また、ご利用者の心身の状況の変化、他の利用者との関係などにより短期入所サービス専用居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(4) 施設・設備ご利用上の注意事項

当事業所において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意ください。

- ① 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- ② 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

- ③ 利用者は、施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- ④ 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

5. 職員の配置状況

(令和6年4月1日 現在)

※配置される職員数に関しては、施設の入所定員（50名）と併設する当事業所の利用定員（10名）を合算した定員数に対して必要な職員数を配置しています。

職 種	常 勤	非常勤
1. 管理者	1名	名
2. サービス管理責任者	1名	名
3. 生活支援員	20名	4名
4. 医師	名	1名
5. 看護師	2名	名
6. 栄養士	1名	名
7. 調理員	名	名
8. 事務員	名	1名

当事業所では、利用者に対して短期入所サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。また上記記載職員のうち、人権擁護推進員・非常災害対策推進員・安全管理対策推進員を配置し、人権擁護・災害対策・安全管理における点検及び必要な訓練等措置を講じるものとする。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
生活支援員	早朝（7：00～16：00） 日中（9：30～18：30）
作業指導員	遅出（10：00～19：00） 夜勤（16：30～翌日9：30）
看護師	日中（8：30～17：30）
医師	第1・第3週土曜日 （9：00～12：00）

☆土日は上記と異なります。

6. 当事業所が提供するサービス

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 介護給付費の対象となるサービス |
| (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただくサービス(介護給付費の対象外のサービス) |
- があります。

(1) 介護給付費対象サービス

種 類	内 容
排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄援助が行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
入 浴	・週に最低3回の以上入浴を行います。ただし、利用者の心身の状況により入浴することが困難な場合は、清拭となる場合があります。 *設備点検・修繕等により、入浴できない場合があります。
着脱衣	・生活のリズムを整え、毎日の着替えを行います。
整 容 (歯磨き・洗面含む)	・個性に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は、週1回行います。
日中活動の支援	・自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて支援します。 ・入所者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて支援します。 ・社会経済活動に参加できるようにするため心身の状況に応じて支援します。 ・入所者が自立して社会生活を営むことができるよう、作業活動を行います。
余暇活動の支援	・将来、地域において潤いのある質の高い生活を送ることができるための支援をします。
健康管理	・嘱託医師により、月2回診察日を設けて健康管理に努めます。 ・常時は、看護師により、疾病予防、健康管理に努めます。 ・また、緊急時必要により主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・処方された薬は、利用者の状況により看護師が管理します。 ・利用者が外部の医療機関へ通院する場合には、その付き添い等について配慮します。 ・その他の通院につきまして、定期的に必要な通院・遠方の医療機関への通院・指定による通院等は、ご家族等のご協力をお願いします。 ＜当施設の嘱託医師＞ 氏 名 皆楽園診療所 山田信一 診療科 精神科 診察日 第1・第3週の土曜日 なお、利用者が、専門医師等の診断・治療を要することになった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。 協力医療機関1 公立那賀病院 協力医療機関2 稲穂会病院 協力医療機関3

相談援助	・施設生活・社会生活で必要な相談援助を行います。
------	--------------------------

(2) 介護給付費対象外サービス

種 類	内 容
食 事	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 <食事時間> 朝食（ 7 : 30 ~ 8 : 30 ） 昼食（ 12 : 00 ~ 13 : 00 ） 夕食（ 18 : 00 ~ 19 : 00 ）
社会生活上の便宜	・当事業所では、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。
その他日常生活上必要となる支援	・利用者の希望により、日用生活品の購入の斡旋、代行等についても行います。

(3) その他

サービス提供記録の保管	契約の終了後契約書に定める期間保管します。
サービス提供期間の記録の閲覧	土曜日・日曜日・祝祭日を除く毎日9時から17時。

7. 利用料金

お支払いいただく利用料金はつぎのとおりです。（令和6年4月1日現在）

(1) 介護給付費対象サービス利用料金

基本的なサービス利用料金（1日あたり）

① 短期入所サービス費（Ⅰ）の方は

A. ご利用者の障害程度区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
B. 報酬単価（単位：1単位10.18円）	509	509	583	648	784	923
C. サービス利用料金（円）	5,181	5,181	5,934	6,596	7,981	9,396
D. うち介護給付費として市町村より代理受領する金額（円）	4,672	4,672	5,351	5,948	7,197	8,473
E. サービス利用に係る自己負担額（介護給付費の定率負担）〔C-D〕（円）	509	509	583	648	784	923

② 短期入所サービス費（Ⅲ）の方は

A. ご利用者の障害程度区分	区分1	区分2	区分3
B. 報酬単価（単位：1単位10.18円）	509	615	784
C. サービス利用料金（円）	5,181	6,260	7,981
D. うち介護給付費として市町村より代理受領する金額（円）	4,672	5,645	7,197
E. サービス利用に係る自己負担額（介護給付費の定率負担）〔C-D〕（円）	509	615	784

- ※1. 送迎については、ご希望に応じ実施致します。(片道186単位)
- ※2. Eについては別表1に該当する場合、月あたりの負担額が軽減されます。
- ※3. 低所得者の食事提供体制加算(1日48単位)については別表1に該当される方が対象となります。
- ※4. 別途、短期利用加算(1日30単位)、栄養士配置加算(1日22単位)が必要となります。

(2) 介護給付費対象外の(サービス利用)料金

以下については、料金(実費等)をいただきます。

項目	日額
1. 食費	1,575円(朝275円 昼650円 夜650円)
2. 光熱水費	無料
3. 日常生活品の購入	実費
4. 教養娯楽等	実費
5. 理容・美容等	実費
6. その他日常生活上必要となる諸費用	実費

- ※1. 利用料に定める「食費」については別表1に該当する場合、月あたりの負担額が軽減されます。
- ※2. 食事が不要な場合には、3日前までにお申し出ください。その場合、欠食分は差し引かせていただきます。
- ※3. 介護給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ※4. その他社会情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。

【別表1】

<定率負担・実費負担の軽減措置の対象者(世帯)>

- ① 生活保護…生活保護受給世帯
- ② 低所得1…市町村民税非課税であって障害者又は障害児の保護者の収入が80万円以下であるもの
- ③ 低所得2…市町村民税非課税世帯であるもののうち、②に該当しないもの

(3) その他

- ・キャンセル料

食事不要について3日前までに申し出のない場合は、食事不要の期間(1日につき)「食費の実費負担相当額として1,000円」申し受ける場合があります。

- ・その他受けたサービスの実費

(4) 利用者負担金の支払方法

利用者負担金は、サービス利用月末に締め、翌月の10日までに請求いたします。

集金もしくは、次回利用時にお支払い下さい。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

◇ 閲覧・複写ができる窓口業務時間 午前9:00～午後5:00

9. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談(お客様相談係)

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00

○苦情受付窓口(担当者) 浜野啓一・山崎俊和

○苦情解決責任者 管理者 神前俊孝

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員一覧>

西 洋(社会福祉法人皆楽園 監事)

[連絡先 0736-62-2636]

(3) 行政機関その他苦情受付機関

各市町村障害福祉サービス 担当課	
和歌山県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 〒649-8545 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山 ビック愛内 電話番号 073-435-5527 FAX 073-435-5584

10. 事故発生時の対応について

事故防止には最善を尽くしますが、万が一、事故が発生した場合、以下の点に留意して対応させていただきます。

①【速やかな連絡】

事故が発生した場合、予め登録いただいている「緊急時の連絡先」へ速やかにご連絡します。また、地方公共団体など関係機関にもご連絡します。

<p>②【事故の状況を報告】</p> <p>調査した結果に基づいて、ご家族等の皆様に事故の発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。</p>
<p>③【改善策の検討と実践】</p> <p>発生した事故の要因分析を職員の参画のもとで多角的に行い、具体的な再発防止策を検討・実践していきます。そして検討した結果は、ご家族等の皆様に対して説明します。</p>
<p>④【誠意をもって対応】</p> <p>事故後の対応にあたっては、ご利用者本人やご家族等の気持ちを考え、誠意ある態度で対応します。</p>
<p>⑤【損害補償】</p> <p>利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または損害額を減額されることがあります。</p>

1 1. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(管理者 神前俊孝)
-------------	------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

令和 年 月 日

障害者短期入所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 PURE皆楽

説明者職名 _____

氏名 _____印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

利用者氏名 _____印

(代理人) 扶養義務者 成年後見人 (後見人 保佐人 補助人) 身元引受人

代理人住所 _____

代理人氏名 _____印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第80号(平成14年6月13日)第80条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。
--